

仙台市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第六条 図書館法第十四条第一項の規定により、仙台市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十二条に規定する基準とする。

3 委員の定数は、十二人とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。